



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 12 日 (木曜日) 第 88 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

| | | |
|--|---|---|
| 規 則 | 頁 | |
| ○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1 | | ○保安林の指定予定の通知 (4件) …………… (自然環境課) 21 |
| ○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に 関する規則の一部を改正する規則…………… (こども家庭課) 2 | | ○保安林の指定解除の予定の通知 (2件) ……… (“) 22 |
| 告 示 | | ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (“) 22 |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 20 | | ○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 22 |
| ○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準 の水域類型の指定…………… (環境管理課) 20 | | ○道路の供用の開始 (6件) …………… (“) 22 |
| ○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 20 | | ○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 24 |
| ○民有林の保安林の指定…………… (“) 21 | | 訓 令 |
| ○民有林の保安林の指定の解除予定…………… (“) 21 | | ○宮崎県職員倫理規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 24 |
| | | ○宮崎県準公金等取扱規程の一部を改正する訓令…………… (“) 24 |
| | | ○宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する 訓令…………… (総務事務センター) 25 |
| | | 公 告 |
| | | ○知事が行う都市計画事業の変更の公告…………… (都市計画課) 25 |

規 則

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第15号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則 (昭和32年宮崎県規則第26号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|-------------------|--|-----|------|-------------------|--|-----|-----|
| 別表 (第 2 条関係) | | | | 別表 (第 2 条関係) | | | |
| 事 務 | 区 分 | 単 位 | 金 額 | 事 務 | 区 分 | 単 位 | 金 額 |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 2 法人又は法人の役員に関する証明 | (1) [略] (2) <u>土地改良法第18条第16項又はこれを準用する同法第84条の規定により知事に届け出てある土地改良区等の役員であること及び土地改良区等の代表者の印鑑であることの証明</u> (3)~(13) [略] | [略] | | 2 法人又は法人の役員に関する証明 | (1) [略] (2) <u>土地改良法第18条第17項又はこれを準用する同法第84条の規定により知事に届け出てある土地改良区等の役員であること及び土地改良区等の代表者の印鑑であることの証明</u> (3)~(13) [略] | [略] | |
| 3 営業又は業務に関する証明 | (1) [略] (2) <u>建設業法第3条第1項の国土交通大臣の許可を受けた建設業者であることの確認証明</u> | 同 | 400円 | 3 営業又は業務に関する証明 | (1) [略] | | |

| | |
|---|------------------------------------|
| (3) [略] (4) 建設業法第27条 同 400円 の23第1項の規定に より国土交通大臣の 経営事項の審査を受 けたことの確認証明 (5)~(10) [略] | (2) [略] (3)~(8) [略] |
| [略] | [略] |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (負担金の決定) 第3条 措置権者は、法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の2又は第7号から第7号の3までに規定する費用（以下「負担金」という。）の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。 (1) 別表第1又は別表第2の基準額を負担金の額とする。 (2) [略] 2・3 [略] | (負担金の決定) 第3条 措置権者は、法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の2又は第7号から第7号の3までに規定する費用（以下「負担金」という。）の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。 (1) <u>負担金の額は、次に掲げる費用に応じ、それぞれ次に定める表の基準額とする。</u> <u>ア 法第50条第6号の2、第7号（障害児入所施設に係る費用を除く。）及び第7号の3に規定する費用 別表第1</u> <u>イ 法第50条第5号に規定する費用 別表第2</u> <u>ウ 法第50条第7号（障害児入所施設に係る費用に限る。）及び第7号の2に規定する費用 別表第3</u> (2) [略] 2・3 [略] |

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

徴収金基準額表 (児童入所施設)

| 各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分 | | 入所施設 | 母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム | |
|-----------------------|---|-----------------------|---|--------|
| 階層区分 | 定義 | 徴収金基準額 (月額) | 徴収金基準額 (月額) | |
| A | 生活保護法 (昭和25年法律第 144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30号) による支援給付受給世帯 | 円 0 | 円 0 | |
| B | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,200 | 1,100 | |
| C | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) | 4,500 | 2,200 | |
| D 1 | A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) | 9,000円以下 | 6,600 | 3,300 |
| D 2 | | 9,001円から27,000円まで | 9,000 | 4,500 |
| D 3 | | 27,001円から57,000円まで | 13,500 | 6,700 |
| D 4 | | 57,001円から93,000円まで | 18,700 | 9,300 |
| D 5 | | 93,001円から 177,300円まで | 29,000 | 14,500 |
| D 6 | | 177,301円から 258,100円まで | その月のその措置児童に係る措置費等 | 20,600 |

| | | | | |
|-----|-----|-----------------------|---|--|
| | る世帯 | | の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。） | |
| D 7 | | 258,101円から 348,100円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。） | その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。） |
| D 8 | | 348,101円から 456,100円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。） | その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。） |
| D 9 | | 456,101円から 583,200円まで | その月のその措置児童等に | その月のその入所世帯に係 |

| | | | | |
|-----|-------------------------|---|--|--|
| | | | 係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。） | る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。） |
| D10 | 583,201円から 704,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。） | その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。） | |
| D11 | 704,001円から 852,000円まで | その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。） | その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。） | |
| D12 | 852,001円から 1,044,000円まで | その月のその | その月のその | |

| | | | | |
|-----|---------------------------|---|---|--|
| | | | 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 143,800円を 超えるときは 、143,800円 とする。） | 入所世帯に係 る措置費等の 支弁額（全額 徴収。ただし 、その額が71 ,900円を超え るときは、71 ,900円とする 。） |
| D13 | 1,044,001円から 1,225,500円まで | その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 166,600円を 超えるときは 、166,600円 とする。） | その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 83,300円を超え るときは、83 ,300円とする 。） | その月のその 入所世帯に係 る措置費等の 支弁額（全額 徴収。ただし 、その額が83 ,300円を超え るときは、83 ,300円とする 。） |
| D14 | 1,225,501円から 1,426,500円まで | その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 191,200円を 超えるときは 、191,200円 とする。） | その月のその 措置児童等に 係る措置費等 の支弁額（全 額徴収。ただ し、その額が 95,600円を超え るときは、95 ,600円とする 。） | その月のその 入所世帯に係 る措置費等の 支弁額（全額 徴収。ただし 、その額が95 ,600円を超え るときは、95 ,600円とする 。） |

| | | | |
|--|--------------|------|------|
| D15 | 1,426,501円以上 | 全額徴収 | 全額徴収 |
| 備考 | | | |
| <p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD 1 階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、同法第 314条の 7、第 314条の 8、附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。）をいう。</p> <p>なお、同法第 323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> | | | |
| <p>2 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1 項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> | | | |
| <p>3 この表において「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> | | | |
| <p>4 措置児童等の属する世帯の階層区分がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する配偶者のない者のうち、民法（明治29年法律第89号）第 877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯</p> <p>(3) 次に掲げる在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の 2 第 1 項の障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 6 条の自立支援給付の受給者（同法第 5 条第 6 項、第 7 項及び第12項から第14項までに規定するサービスに</p> | | | |

限る。)又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。)のいる世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第 156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第 134号)に定める特別児童扶養手当支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第 141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると知事が認めた世帯

5 次のいずれかに該当する者については、地方税法第 292条第 1 項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第 292条第 1 項第13号に規定する合計所得金額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第 295条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、第 1 項における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法(昭和40年法律第33号)第86条第 1 項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。

)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、か

つ、前年の所得が 500万円以下であるもの

- 6 同一世帯に属する 2 人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に 0.1 を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第 21 条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は法第 24 条の 2 の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額× 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数－1)」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割り又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額であるものは、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限とし、法第 21 条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は法第 24 条の 2 の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。以下同じ。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第 24 条の 7 に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第 21 条の 5 の 29 に規定する肢体不自由児通所医療又は法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額がその上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。
- 7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は 0 円とする。
- 8 助産施設における助産の実施については次のとおりとする。
- (1) 法第 22 条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。
- ア その妊産婦の属する世帯の階層区分が D 階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは D 階層のうち市町村民税所得割の額が 19,000 円ま

での場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故（健康保険法施行令（大正15年勅令第 243号）第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（総額 3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては 0.2を、C階層にあつては 0.3を、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては 0.5を、それぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所の措置を行った日から解除する日までの期間に係る基準額とみなす。

別表第 2 (第 3 条関係)

徴収金基準額表 (療育医療)

| 各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分 | | 療育医療 | |
|----------------------|---|-----------------------|--------|
| 階層区分 | 定義 | 徴収金基準額 (月額) | |
| A | 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 円 0 | |
| B | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,200 | |
| C | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯 (所得割の額のない世帯) | 4,500 | |
| D 1 | A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 3,000円以下 | 5,800 |
| D 2 | | 3,001円から 5,800円まで | 6,900 |
| D 3 | | 5,801円から 8,700円まで | 7,600 |
| D 4 | | 8,701円から13,000円まで | 8,500 |
| D 5 | | 13,001円から17,400円まで | 9,400 |
| D 6 | | 17,401円から22,400円まで | 11,000 |
| D 7 | | 22,401円から28,200円まで | 12,500 |
| D 8 | | 28,201円から58,400円まで | 16,200 |
| D 9 | | 58,401円から75,000円まで | 18,700 |
| D10 | | 75,001円から96,600円まで | 23,100 |
| D11 | | 96,601円から 121,800円まで | 27,500 |
| D12 | | 121,801円から 175,500円まで | 35,700 |
| D13 | | 175,501円から 221,100円まで | 44,000 |
| D14 | | 221,101円から 380,800円まで | 52,300 |
| D15 | | 380,801円から 549,000円まで | 80,700 |
| D16 | | 549,001円から 579,000円まで | 85,000 |

| | | |
|-----|-------------------------|---------|
| D17 | 579,901円から 700,900円まで | 102,900 |
| D18 | 700,901円から 849,000円まで | 122,500 |
| D19 | 849,001円から 1,041,000円まで | 143,800 |
| D20 | 1,041,001円以上 | 全額 |

備考

1 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

2 徴収月額の特例

(1) A階層以外の各階層区分に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収金基準額の最も多額な児童以外の児童については、同表の徴収金基準額に 0.1 を乗じて得た額をもってその児童の徴収金基準額とする。ただし、D20階層に属する世帯にあつては、当該徴収金基準額が 17,120 円に満たない場合は、17,120 円を徴収金基準額とする。

(2) 入院期間が 1 か月未満の児童については、徴収金基準額につき、さらに次の計算式による日割計算によって決定する。

$$\text{徴収金基準額} \times \frac{\text{その月の入院(通院)期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4) 児童に民法第 877 条に規定する扶養義務者がいない場合は、徴収金基準額の決定を行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられているときは、本人につき、扶養義務者に準じて徴収金基準額を決定するものとする。

3 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得割等の課税の有無により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時他の土地

の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合等は、その父は、児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第 877 条第 1 項に規定する直系血族（父母、祖父母、養父母等）及び兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びに同条第 2 項の規定によりそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるときに特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者以外の者は、認定に際して扶養義務者としての取扱いをしないものとする。

(3) 徴収金基準額表の適用時期

毎年度のこの表の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取り扱うものとする。

4 この表中、徴収金基準額欄の「全額」の適用を受ける児童の措置に要した費用について県が徴収する額は、県の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）による負担額を差し引いた額を超えないものとする。

5 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

6 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると知事が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

7 次のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 292 条第 1 項第13号に規定する合計所得金額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合

には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては27万円を、(2)に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の生計同一配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が 500万円以下であるもの

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第3条関係)

徴収金基準額表 (障がい児施設)

| 各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分 | | 入所施設 | |
|-----------------------|---|-----------------------|---|
| 階層区分 | 定義 | 徴収金基準額 (月額) | |
| A | 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 円 0 | |
| B | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 2,200 | |
| C | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯 (所得割の額のない世帯) | 4,500 | |
| D 1 | A階層及びC階層 | 12,000円以下 | 6,600 |
| D 2 | を除き当該年度分 | 12,001円から30,000円まで | 9,000 |
| D 3 | の市町村民税の課 | 30,001円から60,000円まで | 13,500 |
| D 4 | 税世帯であって、 | 60,001円から96,000円まで | 18,700 |
| D 5 | その市町村民税所 | 96,001円から 189,000円まで | 29,000 |
| D 6 | 得割の額の区分が 次の区分に該当す る世帯 | 189,001円から 277,000円まで | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額 (治療 に要する費用を含 む。以下同じ。) (全額徴収。ただ し、その額が41,2 00円を超えると きは41,200円と する。) |

| | | |
|-----|-----------------------|--|
| D 7 | 277,001円から 348,000円まで | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が54,200円を 超えるときは54,2 00円とする。） |
| D 8 | 348,001円から 465,000円まで | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が68,700円を 超えるときは68,7 00円とする。） |
| D 9 | 465,001円から 594,000円まで | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が85,000円を 超えるときは85,0 00円とする。） |
| D10 | 594,001円から 716,000円まで | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が 102,900円 を超えるとときは 1 02,900円とする。) |

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| D11 | 716,001円から 864,000円まで | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が 122,500円 を超えるときは 1 22,500円とする。) |
| D12 | 864,001円から 1,056,000円まで | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が 143,800円 を超えるときは 1 43,800円とする。) |
| D13 | 1,056,001円から 1,238,000円まで | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が 166,600円 を超えるときは 1 66,600円とする。) |
| D14 | 1,238,001円から 1,439,000円まで | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が 191,200円 |

| | | | |
|-----|--|--------------|-------------------------------|
| | | | を超えるときは 1 91,200円とする。) |
| D15 | | 1,439,001円以上 | 全額徴収 |

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第 292条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD 1 階層からD15階層までにおける「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。

なお、同法第 323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第 314条の 7、第 314条の 8、附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は同法第 314条の 2 第 1 項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法第 252条の19第 1 項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 この表において「入所施設」とは、障害児入所施設および指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。

4 同一世帯に属する 2 人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に 0.1 を乗じた額

をもってその児童等の基準額とする。

- 5 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収することができない。

ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

- 6 前項の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

- 7 別表第1の備考第4項及び第5項の規定は、この表について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1項第1号ア及び別表第1の規定は、令和元年7月分の費用の徴収から適用し、令和元年6月以前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第3条第1項第1号ウ及び別表第3の規定は、令和元年6月分の費用の徴収から適用し、令和元年5月以前の月分の費用の徴収については、なお従前の例による。ただし、改正後の規則別表第3の備考5及び6の規定については、令和元年10月分の費用の徴収から適用する。

4 改正後の規則及び前2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前において改正前の児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第3条第1項に規定する措置を受けた者（法第20条第1項の規定に基づく措置を受けた者を除く。）の改正後の規則の規定による負担金の額（以下「新負担金額」という。）が改正前の規則の規定による負担金の額（以下「旧負担金額」という。）を超えるときは、当該措置が解除されるまでの間の分として徴収する負担金の額については、旧負担金額とする。

5 前項の規定は、新負担金額が旧負担金額を超えない月がある場合は、その月以後の負担金については、適用しない。

告 示

宮崎県告示第 183号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 医師の氏名 | 従事する医療機関 | | 診療科目 | 指定年月日 |
|-------|--------------|-----|--------|----------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 政所 治道 | 医療法人爽林会 政所医院 | 都城市 | 内科・小児科 | 令和2年3月1日 |

| | | | | |
|-------|-----------|-----|----|----------|
| 馬渡 夏子 | 宮崎県立日南市眼科 | 日南市 | 眼科 | 令和2年3月1日 |
|-------|-----------|-----|----|----------|

宮崎県告示第 184号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1の(1)のイの表の類型の欄に掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

| 水域 | 該当類型 | 達成期間 |
|------------------------------------|------|------|
| 五ヶ瀬川上流（水生生物） （熊本県区域を除く水ヶ崎橋より上流） | 生物A | イ |
| 五ヶ瀬川下流（水生生物） （水ヶ崎橋より下流） | 生物B | イ |
| 小丸川上流（水生生物） （高城橋より上流） | 生物A | イ |
| 小丸川下流（水生生物） （高城橋より下流） | 生物B | イ |
| 大淀川（水生生物） （鹿児島県境より下流） | 生物B | イ |
| 川内川（水生生物） （熊本県区域を除く鹿児島県境より上流） | 生物A | イ |

注1 該当類型の欄中の類型は、河川の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

宮崎県告示第 185号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字鉾ノ元1017、字上平田1102-1・1156-1・1156-2・1156-丙（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1074-1、1155-4、1156-乙、1156-丁
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 186号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷黒木字境ノ谷
1445-2、字玉カッタ1707-13

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 187号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字南保字大口5692-1(次の図に示す部分に限る。)

- 2 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健

- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 188号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字大八重
5292

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 189号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字箱石
11253-1、11281-1から11281-4まで、11281-9、字一
の水 11450、11463

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 190号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字中入 6
74-1(次の図に示す部分に限る。)、672

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字中入 674-1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 191号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡川南町大字平田字四海5011-10、5019-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字四海5011-10・5019-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 192号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 193号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 えびの市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環

境課及び西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 194号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字小川字中入 674-1・673-7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字尾藪 675-1
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 195号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 3 月 12 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|------|-------|-----------|--|------|-----------------|---------------|
| 53 | 県道 | 京町小 林線 | えびの市大 字島内字芝 田1975番1 地先から同 市同大字同 字1973番4 地先まで | 旧 | 14.8～ 19.0 | 55.0 |
| | | | | 新 | 11.0～ 15.0 | |
| | | | | | 14.8～ 19.0 | 55.0 |

宮崎県告示第 196号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 3 月 12 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------|--|-----------|
| | 国道 | 221号 | 小林市堤字 平之上2213 番3地先か ら同市堤字 三松3609番 3地先まで | 令和2年3月12日 |

宮崎県告示第 197号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年3月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|----------|--|-----------|
| 40 | 県道 | 都農綾 線 | 児湯郡木城 町大字高城 字岸立4245 番1地先か ら同郡同町 同大字同字 4245番1地 先まで | 令和2年3月12日 |

宮崎県告示第 198号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年3月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|----------|---|-----------|
| 40 | 県道 | 都農綾 線 | 児湯郡木城 町大字高城 字黒水川43 94番1地先 から同郡同 町同大字同 字4394番1 地先まで | 令和2年3月12日 |

宮崎県告示第 199号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年3月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|-----------|--|-----------|
| 53 | 県道 | 京町小 林線 | えびの市大 字浦字新邑 下1110番6 地先から同 市大字島内 字王子原20 17番43地先 まで | 令和2年3月12日 |

宮崎県告示第 200号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年3月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------------------------|---|-----------|
| 309 | 県道 | 川床日 向新富 停車場 線 | 児湯郡新富 町大字新田 字平伊倉 1 9365番1地 先から同郡 同町同大字 同字 19365 番1地先ま で | 令和2年3月12日 |

宮崎県告示第 201号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年3月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|-----------|--|-----------|
| 313 | 県道 | 杉安高 鍋線 | 児湯郡高鍋 町大字上江 字北唐木戸 7266番5地 先から同郡 同町同大字 同字7266番 5地先まで | 令和2年3月12日 |

宮崎県告示第 202号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成28年宮崎県告示第 201号による日向延岡新産業都市計画下水

道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
日向市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画下水道事業 日向公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年12月10日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分

平成28年宮崎県告示第 201号の事業地に次の区域を追加する。
日向市大字財光寺字沖ノ原、字菜切、字中ノ原、字松立及び
字下ノ浜の一部

訓 令

宮崎県職員倫理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 3号

宮崎県職員倫理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員倫理規程（平成19年訓令第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （定義等） 第2条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（ <u>臨時又は非常勤の職にある者を除く。</u> ）であって、知事の事務部に勤務するものをいう。 2～7 [略] | （定義等） 第2条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であって、知事の事務部に勤務するものをいう。 2～7 [略] |

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県準公金等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 4号

宮崎県準公金等取扱規程の一部を改正する訓令

宮崎県準公金等取扱規程（平成22年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| （目的） 第1条 この訓令は、知事の事務部に勤務する職員（ <u>臨時及び非常勤の職員を含む。</u> 以下「職員」という。）が取り扱う準公金及び所属親睦会経費（以下「準公金等」という。）について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。 | （目的） 第1条 この訓令は、知事の事務部に勤務する職員（非常勤の職員を含む。以下「職員」という。）が取り扱う準公金及び所属親睦会経費（以下「準公金等」という。）について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。 |

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第5号

本 庁
各 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員安全衛生管理規程（昭和62年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）で知事の事務部局及び労働委員会事務局に勤務するものをいう。 (2)～(5) [略] (健康診断の種類) 第25条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] | (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第1項に規定する職員で知事の事務部局及び労働委員会事務局に勤務するものをいう。 (2)～(5) [略] (健康診断の種類) 第25条 職員に対して行う健康診断の種類は、次のとおりとする。 <u>(1) 雇入時健康診断</u> <u>(2)～(5) [略]</u> |

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

令和2年3月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・24号 木花通線
3・4・22号 塩鶴木崎線
- 施行者の名称
宮崎県
- 事務所の所在地及び名称
宮崎市橘通東1丁目9番10号 宮崎県宮崎土木事務所
- 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|